

地独評委第5号の2

平成23年 8月19日

岐阜県知事 古田 肇 様

岐阜県地方独立行政法人評価委員会

委員長 犬塚 貴

意 見 書

地方独立行政法人岐阜県総合医療センター(以下「法人」という。)の平成22年度財務諸表について、地方独立行政法人法(平成15年法律第118号。以下「法」という。)第34条第3項の規定に基づく岐阜県地方独立行政法人評価委員会の意見は、下記のとおりです。

記

法第34条の規定により平成23年6月30日付け総医第109号で岐阜県知事に提出された法人の平成22年度財務諸表については、承認することが適当である。

地独評委第5号の3

平成23年 8月19日

岐阜県知事 古田 肇 様

岐阜県地方独立行政法人評価委員会

委員長 犬塚 貴

意 見 書

地方独立行政法人岐阜県立多治見病院(以下「法人」という。)の平成22年度財務諸表について、地方独立行政法人法(平成15年法律第118号。以下「法」という。)第34条第3項の規定に基づく岐阜県地方独立行政法人評価委員会の意見は、下記のとおりです。

記

法第34条の規定により平成23年6月30日付け多病第84号で岐阜県知事に提出された法人の平成22年度財務諸表については、承認することが適当である。

地独評委第5号の4

平成23年 8月19日

岐阜県知事 古田 肇 様

岐阜県地方独立行政法人評価委員会

委員長 犬塚 貴

意 見 書

地方独立行政法人岐阜県立下呂温泉病院(以下「法人」という。)の平成22年度財務諸表について、地方独立行政法人法(平成15年法律第118号。以下「法」という。)第34条第3項の規定に基づく岐阜県地方独立行政法人評価委員会の意見は、下記のとおりです。

記

法第34条の規定により平成23年6月30日付け下病第83号で岐阜県知事に提出された法人の平成22年度財務諸表については、承認することが適当である。